

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)				
②名称	Ministry of Commerce / Department of Intellectual Property (DIP)				
③所在地	563 Nonthaburi Road Bangkrasor, Muang, Nonthaburi, 11000				
④連絡先	(電話) (66 2) 547 4656		(FAX) (66 2) 5474651		
	(E-mail) <a href="mailto:Dipadmin@moc.go.th">Dipadmin@moc.go.th</a>				
	(internet) <a href="http://www.ipthailand.go.th/en/">http://www.ipthailand.go.th/en/</a>				
⑤組織の長	Director-General : <b>Mr. Vuttikrai Leewiraphan</b>				
⑥沿革	<p>(1) 最初の特許法(小特許及び意匠を含む)は、1979年に公布され、1992年に改正された。その後、1999年に法律第2452号により改正された。この1999年の改正により、次の点が改正された。</p> <p>(i) WPO加盟国に対する優先権主張権</p> <p>(ii) 医薬特許委員会の廃止</p> <p>(iii) 小特許制度の創設</p> <p>(2) 最初の商標法は1931年に公布され、2000年に法律第2453号により改正されている。</p> <p>(3) 著作権法は1994年、集積回路の回路図保護法は2000年、営業秘密法は2002年、地理的表示は2003年、種苗法は1999年、伝統医薬及び治療法は1999年に施行された。</p> <p>(4) 2008年8月にパリ条約に加盟</p> <p>(5) 2009年12月に特許協力条約に加盟</p>				
⑦所管	特許法、小特許(実用新案)法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路保護法、営業秘密法、地理的表示法、種苗法、伝統医薬及び治療法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1989/12/25	1931/7/17			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2008/8/2			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2017/11/7	2009/12/24		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

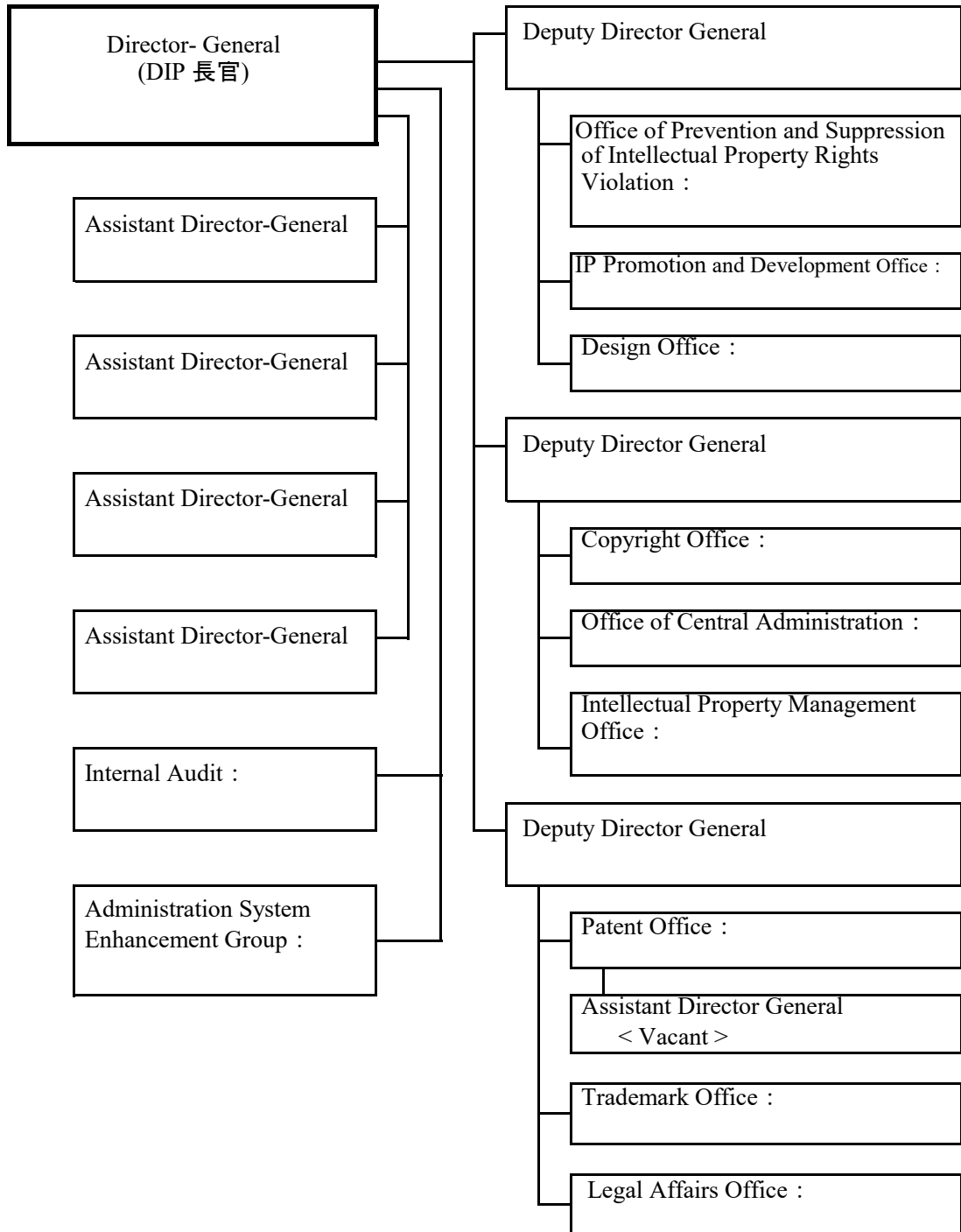
①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)						
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年	
	特許	全数	8,172	7,525	8,242	8,607	
		(内 外国出願)	7,307	6,662	7,375	7,835	
		(内 日本から)	3,333	1,444	2,921	2,697	
		(内 PCTルート)	6,527	5,975	6,647	7,090	
	実用新案	全数	3,310	3,455	3,762	3,441	
		(内 外国出願)	140	138	150	131	
	意匠	全数	5,293	5,818	5,687	5,259	
		(内 外国出願)	1,752	1,573	1,364	1,431	
		(内 日本から)	558	465	359	373	
	商標	全数	47,424	45,853	45,113	42,279	
		(内 外国出願)	20,723	18,215	18,513	17,398	
		(内 日本から)	3,105	2,243	2,102	2,164	
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年	
	特許	全数	3,121	3,525	2,994	2,213	
		(内 外国出願)	2,949	3,323	2,812	1,993	
		(内 日本から)	2,040	2,181	1,816	1,157	
		(内 PCTルート)	1,588	2,123	1,847	1,360	
	実用新案	全数	1,010	1,340	1,869	1,657	
		(内 外国出願)	89	97	91	100	
	意匠	全数	3,130	3,491	2,701	2,314	
		(内 外国出願)	1,289	1,257	1,102	875	
		(内 日本から)	535	440	362	325	
	商標	全数	34,057	37,008	36,492	43,990	
		(内 外国出願)	20,042	20,238	18,143	21,196	
		(内 日本から)	3,335	2,874	2,342	2,781	
	(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Kingdom of Thailand (TH)  
(タイ王国)

⑫ 組 織

<組織図> DIPは、Ministry of Commerce (商務省)の下部組織である。



(出典) :DIP HP

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1999年9月27日施行(1999年法律第3号により改正された1979年特許法)
	③地理的効力の範囲	タイ国内のみ (特許法第36条(6))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第10条、第14条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タイに非居住の出願人は、タイ在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法施行規則第13条)
	⑦出願言語	タイ語又は外国語(外国語による場合は、90日以内にタイ語の翻訳を提出しなければならない) (特許法第27条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から20年 (特許法第35条)
	⑨新規性判断の基準	国内公知・内外国刊行物 (特許法第6条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1)非合法的に主題が取得されて行われた発明の開示 (2)国内外の国際的又は公的な展示会における展示による発明の開示 (特許法第6条(5)、第19条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1)自然界に存在する微生物及びその成分、動物、植物、又は動物もしくは植物からの抽出物 (2)科学的及び数学的な法則及び理論 (3)コンピュータ・プログラム (4)人体又は動物の疾病の診断、処置又は治療の方法 (5)公序良俗に反する発明 (特許法第9条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第24条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願の公告の日から5年以内、又は異議申立又は審判請求が提出されているときは、その最終決定後1年以内か、上記期間の何れか遅く満了する期限内に請求しなければならない。 (特許法第29条、第28条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	次のケースにおいて他の出願に優先して、又は早期に審査が行われる。 (1)出願公開後、第三者が当該特許においてクレームされた発明を出願人の同意なく実施していた場合、当該出願は他の出願に優先して審査される。(特許法第35条の2) (2)特許出願人が、外国の審査結果に係る書類を提出した場合、当該出願は他の出願より早期に審査される。(特許法第27条)(日・タイ両特許庁長官による書簡交換) <a href="http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm">www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm</a> また、平成26年1月1日から日・タイ間で「特許審査ハイウェイ」の試行がスタートする。 <a href="http://www.meti.go.jp/press/2013/09/20130925001/20130925001.pdf">www.meti.go.jp/press/2013/09/20130925001/20130925001.pdf</a>
	⑮出願公開制度の有無	有。方式審査の結果、方式要件を満たしていると公告(公開)が命じられる。この公告により仮保護が与えられる。 (特許法第28条(2)、第35条の2)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開日から90日以内に、何人も異議を申立てることができる。 (特許法第31条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人及び公訴官は特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第54条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までに、合法的に権利を不当に実施していない場合は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第46条)

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)					
⑱費用 単位 THB (タイ・バーツ)	[出願から登録までに掛かる費用]					
	出願料		500 THB			
	出願公告料		250 THB			
	審査請求料		250 THB			
	登録料		500 THB			
	[特許権の維持に掛かる費用]					
	年金					
	5年次	1,000 THB	11年次	5,200 THB	17年次	16,600 THB
	6年次	1,200 THB	12年次	6,600 THB	18年次	19,200 THB
	7年次	1,600 THB	13年次	8,200 THB	19年次	22,000 THB
	8年次	2,200 THB	14年次	10,000 THB	20年次	25,000 THB
	9年次	3,000 THB	15年次	12,000 THB		
	10年次	4,000 THB	16年次	14,200 THB		
⑳料金減免措置の有無	無。					
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。					

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	1999年9月27日施行(1999年法律第3号により改正された1979年特許法)(特許法の中に「小特許」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	タイ国内のみ (特許法第36条(6)、第65条の10)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第10条、第14条、第65条の10)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タイに非居住の出願人は、タイ在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法施行規則第13条、規則第24条)
	⑦出願言語	タイ語又は外国語(外国語による場合は、90日以内に翻訳を提出しなければならない)。 (特許法第27条、第65条の10)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から6年。さらに2年の更新延長を2回行なえる(最長10年)。 (特許法第65条の7)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (第6条、第65条の10)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1)非合法的に主題が取得されて行われた発明の開示 (2)国内外の国際的あるいは公的な展示会における展示による発明の開示 (特許法第6条(5)、第65条の10)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)自然界に存在する微生物及びその成分、動物、植物、又は動物もしくは植物からの抽出物 (2)科学的及び数学的な法則及び理論 (3)コンピュータ・プログラム (4)人体又は動物の疾病の診断、処置又は治療の方法 (5)公序良俗に反する発明 (特許法第9条、第65条の10)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件及び特許性についてのみ審査される。新規性及び進歩性については審査は行われなない。(特許法第9条、第17条、第65条の5、同第65条の10)
	⑬審査請求制度の有無	無。審査請求制度ではないが、小特許については小特許の付与及び登録の公告の日から1年以内に、利害関係人は小特許の発明について新規性及び発明の産業上の利用可能性について審査請求を行うことができる。この審査請求があれば特許庁(DIP)では審査が行われ、審査報告書が作成される。(特許法第65条の6)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、方式審査の結果、登録に値すると判断される場合、公告(公開)される。 (特許法第28条、第65条の5、第65条の10)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願が公開された日から1年以内に、利害関係人は第65条の2の小特許の要件を満たしているか否かについて審査(一種の異議申立)を求めることができる。 (特許法第65条の6)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人及び公訴官は小特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第65条の9)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までに、合法的に権利を不当に実施していない場合は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第46条、第65条の10)

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
	⑱費用 単位 THB (タイ・パーツ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 250 THB
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		年金
	5年次 750 THB	
	6年次 1,500 THB	
	第1回目の延長 6,000 THB	
	第2回目の延長 9,000 THB	
	⑳料金減免措置の有無	無。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1999年9月27日施行(1999年法律第3号により改正された1979年特許法) (特許法の中に「意匠特許」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	タイ国内のみ (特許法第36条(6)、第65条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (特許法第10条、第14条、第65条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タイに非居住の出願人は、タイ在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (特許法施行規則第13条、第23条)
	⑦出願言語	タイ語 (特許法第27条、第65条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から10年 (特許法第62条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 (特許法第57条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。 ・政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会において創作した意匠の展示を行った場合。期間は、博覧会の開催日から16月。(特許法第19条、第65条)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) 勅令に定められた意匠 (特許法第58条)
	⑫実体審査の有無	有。 (特許法第61条、第28条、第65条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第61条、第28条、第65条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。意匠登録出願人が、外国の審査結果に係る書類を提出した場合、当該出願は他の出願より早期に審査される。 (特許法第27条、第65条) なお、本件に関しては、日本とタイ王国間には「日・タイ両特許庁長官による書簡交換」がある。 <a href="http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm">www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/thailand_jyouhou.htm</a>
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」意匠の制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願は、方式審査の結果、登録要件を満たしていると判断される場合には、公告(公開)がされる。 (特許法第28条(2)、第65条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。タイ王国の「意匠特許出願の手引き」によると、意匠特許の出願時に、当該出願の公告(公開)の希望の時期を申請することができ、当該出願の意匠の公開の時期を実質的に延期することができる。
	㉑異議申立制度の有無	有。出願公開日から90日以内に、何人も異議を申立てることができる。 (特許法第31条、第28条、第61条、第65条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人及び公訴官は無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第64条)
	㉓登録表示義務	無。



①国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)					
	②④費用 単位 THB (タイ・パーツ)	[出願から登録までに掛かる費用]				
		出願料	250 THB			
		出願公告料	250 THB			
		審査請求料	250 THB			
		登録料	500 THB			
		[意匠権の維持に掛かる費用]				
	年金					
	5年次	500 THB	7年次	950 THB	9年次	2,000 THB
	6年次	650 THB	8年次	1,400 THB	10年次	2,750 THB
	②⑤料金減免措置 の有無	無。				

国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
①商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年 7月28日施行 (B.E.2559法律(No.3)により改正)
	③地理的効力の範囲	タイ国内のみ (商標法第110条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明標章、団体標章 (商標法第4条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標、音響商標 (商標法第4条「標章」の項)
	⑦出願人資格	標章を使用しているか又はその使用を考えている標章の所有者、あるいは当該商標を譲受けている承継者(自然人、法人) (商標法第48条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第13条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タイに非居住の出願人は、タイ在住の公認の代理人を選任しなければならない。 (商標法第10条)
	⑪出願言語	タイ語。 (商標法第12条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日(登録商標は出願日に登録されたものとみなされる)から10年。更に、10年毎に更新することができる。 (商標法第53条、同第42条)
	⑬クレースピリット	有。次の事項が規定されている。期間は、商標の展示日から6月。 ・商標を伴う商品がタイ又は外国における公認の博覧会において展示された場合。この場合、当該商標所有者は、商品を博覧会に持ち込んだ日から6月以内に博覧会に展示した商品について商標登録出願を行わなければならない。 (商標法第28条(2))
	⑭不登録対象	<p>(1) 国の紋章、国璽、官の御璽、現王朝の紋章、王室の勲章からなる印章、省、局、部の印章若しくは県の印章</p> <p>(2) タイ国の国旗、高位者の旗、王旗</p> <p>(3) 国王の称号、官名、国王の称号の略、官名の略若しくは王宮名</p> <p>(4) 国王、王妃、皇太子の肖像</p> <p>(5) 国王、王妃、皇太子、王宮を表す名前、語句、内容、若しくは記章</p> <p>(6) 外国の国旗又は記章、国際機関の旗若しくは記章、外国の元首の記章、官の記章、外国若しくは国際機関の物品を統制・保証する記章、又は外国若しくは国際機関の名前や名前の略。ただし外国や国際機関において権限を持つ者からの許諾を受けたものを除く。</p> <p>(7) 官の記章、赤十字の記章・称号、若しくはジュネーブ十字の称号</p> <p>(8) 賞牌、賞状、保証書、証書と同一若しくは類似した記章。又はその他の記章でタイ国政府、タイ国の政府機関若しくはその他のタイ国における団体、外国政府若しくは国際機関が開催した商品展覧会又は商品品評会で賞として授与されたもの。ただし物品に対する賞として、章牌、賞状、保証書、証書若しくはそのような記章が出願人に授与される場合で、かつそれらが商標の一部として使用される場合は除かれる。ただこの点については、賞を授与された年次も言及されなければならない。</p> <p>(9) 公序良俗若しくは国策に反する記章</p> <p>(10) その標章登録の有無に関わらず、大臣が認可した規則に従って既に普及しており、一般に有名な標章と同一の標章、又はその標章と類似している標章で、公衆が物品の所有者あるいは出所について混乱や誤解をする恐れのある標章</p> <p>(11) 第7項に規定の事項に類似している標章</p> <p>(12) 本法に基づいて保護を受けた地理的表示</p> <p>(13) 大臣が認可したその他の商標 (商標法第8条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。

国名	Kingdom of Thailand (TH) (タイ王国)	
⑯周知商標制度の有無	<p>有。商標法に基づくものではないが、周知商標の第三者の防止策としてタイ知的財産局(DIP)において、「著名商標登録に関する知的財産局規則(B.E.2548)」に基づいて2005年から施行されている保護システムがある。</p> <p>この保護システムによって保護を受けるためには、次の要件が必要であり、また商標権者は内外国に関らず当該商標がタイの一般人の間で広く知られている十分な証拠と共に申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該商標に関連する商品やサービスが販売され、宣伝されている、又は広く使用されていること。</p> <p>(2) 当該商標が消費者の間で有名で、広く受け入れられていること。</p>	
⑰一出願多区分制度の有無	<p>無。</p> <p>(商標法第9条)</p>	
⑱実体審査の有無及び審査事項	<p>有。</p> <p>(商標法第13条～同第15条)</p>	
⑲審査請求制度の有無	<p>無。</p> <p>(商標法第13条～同第15条)</p>	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	<p>無。</p>	
㉑出願公開制度の有無	<p>無。出願公開制度はないが、審査後、方式要件を満たしていると判断された出願は、出願公告に係る手数料の支払い後、商標公報により公告(公開)される。</p> <p>(商標法第29条)</p>	
㉒異議申立制度の有無	<p>有。出願の公告の日から60日以内に、何人も異議申立を行なうことができる。</p> <p>(商標法第35条)</p>	
㉓無効審判制度の有無	<p>有。利害関係人及び登録官は、商標登録の取消を請求することができる。商標が公序良俗に反するときは、何人も商標登録の取消を請求することができる。</p> <p>(商標法第61条、第62条)</p>	
㉔不使用取消制度の有無	<p>有。3年間使用しなかった場合、不詳取消の対象となる。</p> <p>(商標法第63条)</p>	
㉕商標分類	<p>国際分類(ニース分類・第8版)を採用している。(ニース協定には未加盟)</p>	
㉖図形要素の分類	<p>国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)</p>	
㉗譲渡要件	<p>無。登録商標は、営業権とは関係なく、譲渡することができる。</p> <p>(商標法第49条)</p>	
㉘費用 単位 THB (タイ・パーツ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 500 THB(1分類)</p> <p>登録料 300 THB(1分類)</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 1,000 THB(1分類)</p>	
㉙料金減免措置の有無	<p>有。</p> <p>(商標法第5条)</p>	